

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしてください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書 (保護者記入)

松本市山形村朝日村中学校組合立 鉢盛中学校長 様

年 組 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名 (※型は不明な場合未記入)	インフルエンザ 型
発症日 (熱が出た日)	令和 年 月 日
解熱日 (熱が下がった日)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」の日付をご記入ください。 ・発症後5日…発症日を0とし、翌日を1日目とする。 ・解熱後2日…解熱日を0とし、翌日を1日目とする。	令和 年 月 日 まで

(例：水曜日に発症した場合で、解熱したのが木曜日であっても、発症から5日を経過しなくては登校できませんので、この場合は翌月曜日が満了日になります。翌火曜日に登校してください。)

令和 年 月 日

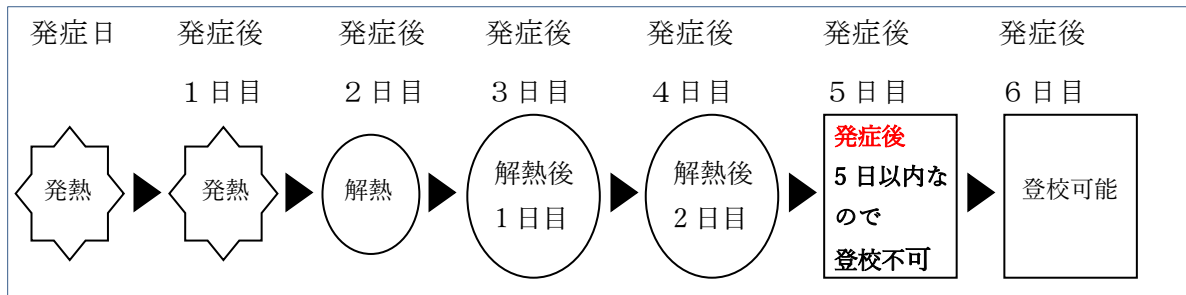
保護者氏名 印

【インフルエンザによる出席停止日数の数え方】

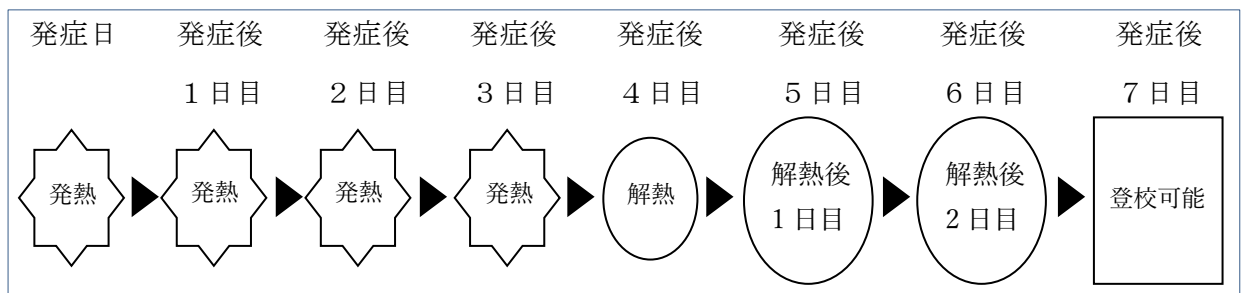
*「発症日」（発熱等症状が出た日）を0として、翌日が1日目になります。

*「解熱日」（熱が下がった日）を0として、翌日が1日目になります。

例1 発症後2日目に解熱した場合



例2 発症後4日目に解熱した場合



保護者 様

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たっては改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師の指示等を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校するときは、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

なお、発症日から 10 日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登校する際は、マスク着用等の感染症対策にご協力をお願いします。

治癒報告書（新型コロナウイルス感染症）

松本市山形村朝日村中学校組合立鉢盛中学校長 様

年 組 番

生徒氏名

発症日（咳・鼻水・発熱等のかぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	症状軽快 0日目	1日目
/	/	/	/	/	/		/	/

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

年 月 日

保護者氏名

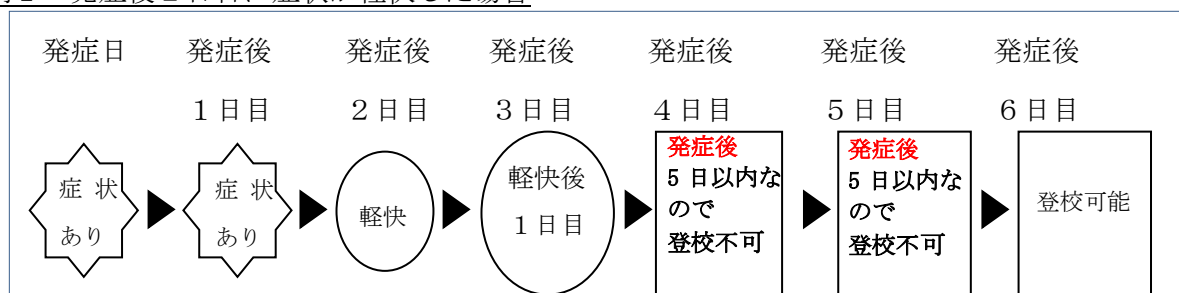
【新型コロナウイルス感染症による出席停止日数の数え方】

＊「発症日」（咳・鼻水・発熱等のかぜ症状が出た日）を0として、翌日が1日目になります。

＊「解熱日」（解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある日）を0として、翌日が1日目になります。

解熱：平熱になること

例1 発症後2日目に症状が軽快した場合



例2 発症後5日目に症状が軽快した場合

